

## 第2章 詳細設計・入札

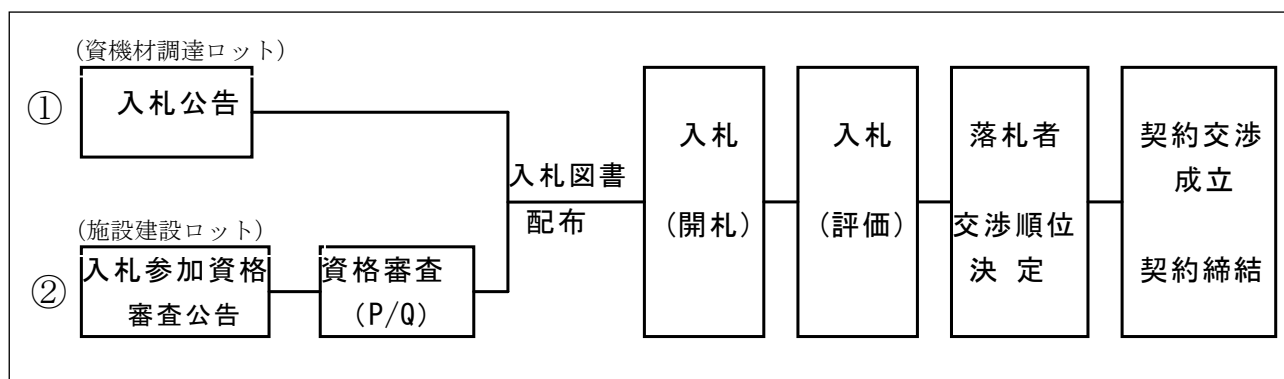
### 3. 調達方法

#### (1) 調達方法の考え方

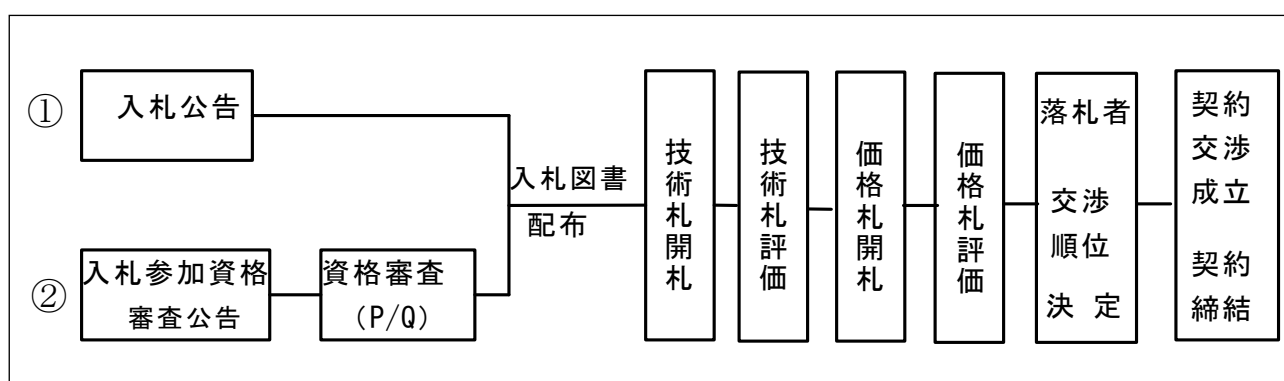
無償資金協力における調達方法は、調達ガイドラインとの整合性を保ち、競争性と公平性が確保されるように十分に留意して決定されなければなりません。

一般的に物品・役務の調達方法には、1) 一般競争入札、2) 制限付一般競争入札、3) 指名競争入札、4) 随意契約による調達の4種類がありますが、無償資金協力における調達方法としては、特別の事情が認められない限り、資機材調達ロットについては、1) の一般競争入札を、また施設建設ロットについては2) の入札参加資格制限付一般競争入札を採用しています。

#### 入札のステップ



#### 一段階二札方式の場合



#### (2) 一般競争入札以外の調達方法（指名競争入札・随意契約）

一般競争入札を原則とするわが国の無償資金協力事業においては、指名競争入札・随意契約は契約方式の例外であることを十分認識する必要があります。日本国では、会計法第29条の3第4項および第5項において随意契約が規定されています。

無償資金協力事業において、不落随契以外に、例外的に随意契約とする場合の要件は、以下のとおりですが、この要件に該当する場合、ただちに随意契約によるというわけではなく、契約の公平性を保持し、競争性の確保を図るとの観点から、個別に技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し、決定することになります。

発注者(被援助国)が随意契約を希望する場合、または技術的観点からコンサルタントが随意契約が望ましいと判断する場合には、協力準備調査の段階から事前にJICAに相談してください。

#### 2015年4月調達ガイドライン以前

事業の実施段階においてもJICAに前もって早くから相談するとともに、発注者(被援助国)の要請書、コンサルタントの意見書を付して、JICAの事前同意を得る必要があります。調達ガイドライン(Ⅲ-2-1)及び以下を基に意見書を作成してください。

(施設建設の場合)

参考資料3「無償資金協力工事案件における随意契約の要件」参照

(資機材調達の場合)

(「予算決算及び会計令(通称、予決令)第102条の4第4項」参照)

1) 契約の性質または目的が競争を許さない場合

- ア. 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- イ. 契約の目的物が特殊な物品であるか、もしくは契約上特別の目的があるため買入先が特定され、または特殊な技術を要するとき。

2) 緊急の必要により競争入札に付すことが困難な場合

- ア. 天災地変、その他客観的理由による急迫の場合であって、公告の期間を短縮してもなお競争入札に付すいとまがないとき。
- イ. 競争に付すと契約の目的を達することができないとき。

3) 競争に付すことが不利と認められる場合

- ア. 現に契約履行中の製品または物品の買入れに直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること(関連契約)。
- イ. 随意契約によるときは、時価に比べ著しく有利な条件で契約することができる見込みがあること(有利な価格による契約)。
- ウ. 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により、価格を騰貴させる恐れがあること(分割による買入価格)。
- エ. 早急に契約しなければ、契約する機会を失い、または著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる恐れがあること(適期契約)。

(不落随契、施設建設又は資機材調達共通)

競争に付しても入札がないとき、再度の入札に付しても落札者がいないとき（予令第99条の2）

この要件による場合にはJICAに事前に確認してください。なお、この要件による場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか当初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないので留意が必要。

#### 2016年1月調達ガイドライン

上記内容を調達ガイドライン上においても、指名競争、随意契約それぞれにおいて、整理、明確化しました。これら一般競争入札以外の調達方法を希望する場合には、手続き開始前にJICAの確認・同意を得る必要があります。

### （3）一括入札またはロット分け

施設建設と資機材調達の両者を含む事業では、公平性と競争性の観点から、施設建設ポーションと資機材ポーションとに分けて別々の入札を行い、契約もそれぞれ別々に締結することを検討してください。施設建設ポーションと資機材調達ポーションの割合、案件の円滑な実施（機材調達スケジュールとの調整）、一括輸送による輸送費の軽減、調達後の機材の保管管理及び据付または組み込み作業によって発生した不具合の責任の所在の明確化等から、一括入札が望ましいと考えられる場合に一括入札を検討してください。

資機材案件においては、技術的一貫性や応札者の意欲を損なわないように留意しつつも、競争性をより高めるために、可能な限りロット分けを行うことを検討してください（1億円以上あれば、概略設計策定における積算段階から、ロット分けを検討することが必要です）。

また、性質の異なる機材により構成される案件、特殊な仕様の機材が含まれる案件等では、一部の機材によって入札の競争性が阻害される可能性があります。このような機材については、基本的に別ロットとすることを検討してください。

#### 2015年4月調達ガイドライン以前

施設建設と資機材調達の両者を含む事業で一括入札が望ましいと判断する場合には、発注者（被援助国）の要請書とコンサルタントの意見書を付して、JICAの確認を得る必要があります。JICAは次のポイントに基づき、その妥当性を検討します。

- 1）一括入札の必要性（一括入札としない場合に危惧される具体的問題点等）
- 2）一括入札とすることによって生じる問題、不都合の有無（例：応札業者が極端に制限されてしまうこと）

#### 2016年1月調達ガイドライン

一括入札又はロット分けについては、入札参加資格制限付一般競争入札の場合は、P/Q（案）の確認・同意、一般競争入札の場合には、入札図書案の確認・同意の段階で、公告案等とともに、JICAの確認・同意を得ることとします。